

令和2年4月1日

一般社団法人日本経済団体連合会 御中

厚生労働省健康局長 宮崎 雅則  
厚生労働省労働基準局長 坂口 卓  
厚生労働省職業安定局長 小林 洋司  
厚生労働省雇用環境・均等局長 藤澤 勝博  
厚生労働省子ども家庭局長 渡辺由美子

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた妊娠中の  
女性労働者等への配慮について

## 1. 従業員の感染予防に努める上での留意事項

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年3月19日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が示され、今後の見通しとしては、これまでの努力を続けなければ、クラスターの大規模化や感染の連鎖、さらには全国のどこかの地域で患者の急激な増加、いわゆるオーバーシュートが生じる可能性が指摘されています。

また、同提言においては、多様な働き方で働く方も含めて、従業員の感染予防に努めていただく上での留意事項が以下のとおり示されています。

- ・労働者が発熱などの風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
- ・テレワークや時差通勤の活用推進
- ・同提言の別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」の2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避のための取組に準じて、従業員の集団感染の予防にも十分留意 など

## 2. 妊娠中の女性労働者等への配慮

現時点での医学的知見では、妊娠後期に新型コロナウイルス感染症に感染したとしても、経過や重症度は非妊婦と変わらないとされていますが、新型コロナウイルスに限らず一般的に、妊娠中に肺炎を起こした場合、妊娠していない時に比べて重症化する可能性があります。さらに、妊娠中の女性労働者は、新型コロナウイルス感染症に係る現状のなかで不安を感じている場合もあります。

貴団体におかれましては、こうした状況を御理解いただくとともに、パートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者など、多様な働き方で働く人も含めて、妊娠中の女性労働者への配慮がなされるよう、

- ・妊娠中の女性労働者が休みやすい環境の整備
- ・感染リスクを減らす観点からのテレワークや時差通勤の積極的な活用の促進

・妊娠中の女性労働者も含めた従業員の集団感染の予防のための取組実施などについて、傘下団体・企業等における取組の促進に向けて、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、労働者を休ませる場合の賃金の取扱いについては、妊娠中の女性労働者も、労働基準法第 26 条において、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合に休業手当（平均賃金の 100 分の 60 以上）を支払わなければならないこととされています。しかし、例えば、新型コロナウイルス感染症に関連して不可抗力により労働者を休業させる場合等で、休業手当の支払いが不要となるときでも、労使の話し合いの上、有給の特別休暇制度を設ける等により、就業規則等において休業させたことに対する手当を支払うことを定めていただくことが望ましいことにご留意ください。この際、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、正規雇用・非正規雇用にかかわらず、妊娠中の女性労働者を休業させた場合、雇用調整助成金の対象になり得ることも踏まえ、労使で十分に話し合っていたいただき、労使が協力して、安心して休ませることができる体制を整えていただくようお願いいたします。

なお、妊娠中の女性労働者が、健康診査等を受け、医師等から指導を受けた場合には、事業主は、男女雇用機会均等法に基づき、その女性労働者が受けた指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置（通勤緩和、休憩に関する措置、妊娠中の症状等に対応する措置）を講じる必要があります。

こうした措置についても、引き続き、適切に講じていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(※) このほか、高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方は、重症化するリスクが高いと考えられていますので、休みやすい環境の整備等の取組の促進に向けて、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<参考1>

○新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)(抄)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>

(9) 事業者の皆様へのお願い

以下の事項に留意して、多様な働き方で働く方も含めて、従業員の感染予防に努めてください。

- ・労働者が発熱などの風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
  - ・テレワークや時差通勤の活用推進
  - ・お子さんの学校が学級閉鎖になった際に、保護者である労働者が休みやすいように配慮
  - ・感染拡大防止の観点から、イベント開催の必要性を改めて検討
  - ・別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」の2) クラスター(集団)感染発生リスクの高い状況の回避のための取組に準じて、従業員の集団感染の予防にも十分留意してください。
  - ・海外出張で帰国した場合には、2週間は職員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう職員への周知徹底をしてください
- ・別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」の2)(抄)
- 2) クラスター(集団)感染発生リスクの高い状況の回避
- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
  - 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
  - 大きな発声をさせない環境づくり(声援などは控える)
  - 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

<参考2>

○新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

○新型コロナウイルスに関するQ&A(労働者の方向け)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html)

<参考3>(別紙)

○新型コロナウイルス感染症対策(COVID-19)～妊婦の方々へ～

# 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策

## ～妊婦の方々へ～



### 感染が妊娠に与える影響

現時点では、妊娠後期に新型コロナウイルスに感染したとしても、経過や重症度は妊娠していない方と変わらないとされています。胎児のウイルス感染症例が海外で報告されていますが、胎児の異常や死産、流産を起こしやすいという報告はありません。したがって、妊娠中でも過度な心配はいりません。

### 日頃の感染予防

一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、重症化する可能性があります。人混みを避ける、こまめに手を洗うなど日頃の健康管理を徹底してください。

①密閉空間、②密集場所、③密接場面、という3つの「密」が同時に重なるような場所を避けてください。

### 働き方

働いている方は、ご自身の体調なども踏まえ、時差通勤やテレワークの活用、休暇の取得などについて、勤務先とご相談ください。

**厚生労働省は、省をあげて、妊婦の方々の  
安心・安全の確保に全力を尽くしてまいります**

妊婦の方への一般的な留意点、妊婦健診、発熱時の留意点などについて、裏面を参考にしてください。また、新型コロナウイルスに関する一般的な情報や、詳しい情報は、厚生労働省や関係学会のホームページをご覧ください。

厚生労働省

「新型コロナウイルスに関するQ&A」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

一般社団法人 日本産婦人科感染症学会

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について 妊娠中ならびに妊娠を希望される方へ（随時更新）」

<http://jsidog.kenkyuukai.jp/information/>

※なお、このリーフレットは、令和2年4月1日時点の情報や考え方をもとに作成しています。状況に変化があった場合は、随時お知らせします。

## ◆ 一般的な注意点

- 手洗いを徹底してください。また、①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なるような場所を避けてください。
- 家庭内に感染疑いのある方がおられる場合は、別室で過ごすなど接触を避けてください。また、タオルや食器の共用は避けてください。

## ◆ 発熱などがある場合

- 妊婦の方で、風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日程度続く方、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、早めに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

### <妊婦健診の受診について>

- 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した方、ご家族に感染疑いのある方がおられる場合は、妊婦健診受診前に、かかりつけ産科医療機関に電話でご相談ください。
- 新型コロナウイルスに感染している可能性がある時は、妊婦健診受診を控えていただき、まずは帰国者・接触者相談センターに電話でご相談いただいた上で、かかりつけ産科医療機関にご相談ください。

### <分娩について>

- 各都道府県においては、妊婦の方が罹患した場合の周産期医療提供体制の整備など、安心・安全な分娩の実現に努めています。新型コロナウイルスに感染した妊婦の方は、かかりつけ産科医療機関と分娩先などについてご相談ください。

## ◆ 働いている方について

- ご自身の体調なども踏まえ、時差通勤やテレワークの活用、仕事を休む場合の休業手当の支払い等の賃金の取扱いなどについて、勤務先とご相談ください。

※ 厚生労働省から労使団体への要請

厚生労働省から労使団体に対して、新型コロナウイルス感染症に関して、妊娠中の女性労働者への配慮がなされるよう、労使で十分に話し合い、安心して休暇を取得できる体制を整えていただくことなどを要請しています。

※ 新型コロナウイルス感染症に関して、下記に関する労働者の方向けのQ&Aをホームページに掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html)

・労働基準法における休業手当・年次有給休暇

・感染防止に向けた柔軟な働き方（テレワーク、時差通勤）

・保育園が臨時休園になった場合、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援、使用者が休業を認めない場合